

# 飲食店等への営業時間短縮要請協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、5時から20時までの営業時間短縮や酒類提供の停止にご協力ください。

ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。  
正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則、施設名の公表等を実施します。

## 要請の概要

対象区域	弘前市全域						
要請期間	令和4年1月27日(木)0時～2月20日(日)24時までの25日間 ※準備等、やむを得ない事情がある場合は1月29日(土)0時までには協力を開始						
対象店舗	食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等 ・カラオケボックスや結婚式場等も含む 《対象外の具体例》 テイクアウト・宅配専門店、イートインスペースのあるコンビニ等の小売店、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、夜間の長時間滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・マンガ喫茶等						
営業時間	5時から20時までに短縮						
酒類提供	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証店舗 (いずれかを選択)</th><th>それ以外の店舗</th></tr></thead><tbody><tr><td>酒類の提供は 11時から20時まで</td><td>酒類の提供を 終日停止</td><td>酒類の提供を 終日停止</td></tr></tbody></table> <p>※酒類の提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む。</p>	あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証店舗 (いずれかを選択)		それ以外の店舗	酒類の提供は 11時から20時まで	酒類の提供を 終日停止	酒類の提供を 終日停止
あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証店舗 (いずれかを選択)		それ以外の店舗					
酒類の提供は 11時から20時まで	酒類の提供を 終日停止	酒類の提供を 終日停止					

## 協力金の主な支給要件

- ◎ 上記対象店舗であること
- ◎ 令和4年1月26日(水)以前から開業しており、通常の営業時間が20時から翌5時を含む店舗であること。
- ◎ 要請期間中のすべての日において、5時から20時までの時間短縮営業を行うこと。  
(通常、20時を越えて営業している店舗が、期間中、要請を受け、終日休業した場合も対象)
- ◎ 酒類の提供については、あおり飲食店感染防止対策認証店舗の場合は終日停止又は11時から20時まで(どちらにするかによって協力金の支給金額が変わります)、認証店舗でない場合は終日停止とすること。
- ◎ 営業時間短縮(又は休業)に関する貼り紙を、要請期間中、店舗内外に掲示すること。
- ◎ 同一グループでの同一テーブルの利用は4人以内に制限すること。
- ◎ 認証店舗は、認証基準を遵守していること。それ以外の店舗は、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)。

※協力金は、テイクアウト専門など対象外の店舗には支給されません。

※協力金の支給後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

## 協力金の支給額など

◎支給額・・・1店舗当たり1日単価×25日分

※1月28日0時からの場合は24日分、1月29日0時からの場合は23日分

◎1日単価の算出方法

1 あおもり飲食店感染防止対策認証店舗で、酒類の提供が11時から20時までの場合

		対象店舗の前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		83,333円以下	83,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業者等 (①又は②を 選択可能)	①売上高方式	2.5万円	1日の売上高×0.3	7.5万円
	②売上高減少額方式	前年又は前々年から1日当たりの売上高減少額×0.4 (20万円又は前年若しくは前々年の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額が上限)		
大企業	売上高減少額方式			

2 酒類の提供を終日停止の場合

		対象店舗の前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		7.5万円以下	7.5万円超～25万円以下	25万円超
中小企業者等 (①又は②を 選択可能)	①売上高方式	3万円	1日の売上高×0.4	10万円
	②売上高減少額方式	前年又は前々年から1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円)		
大企業	売上高減少額方式			

## その他注意点

- ◎ 協力金の申請を予定されている事業者は、店舗内外に営業時間短縮（又は休業）に関する貼り紙を掲示したことが確認できるよう、写真撮影のうえ保存をお願いします。
- ◎ 貼り紙の掲示状況のほかに、屋号・店名や飲食スペースがあることが分かる店舗の外観・内観の写真も必要になります。
- ◎ 営業許可証の許可期限が切れていないか、今一度ご確認ください。

具体的な申請方法や申請様式については準備中です。  
後日、改めてお知らせします。

### 【協力金に関する問合せ】

弘前市商工労政課 0172-35-1135

〈受付時間〉平日8:30～17:00

### 【あおもり飲食店感染防止対策認証制度に関する問合せ】

あおもり飲食店感染防止対策認証コールセンター 050-5444-3599

〈受付時間〉平日9:30～17:30

虚偽申請・不正受給は犯罪です。適正な申請をお願いします。